

児童虐待死亡事例検証報告書

平成 2 8 年 5 月

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置・里親審査部会

本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

はじめに

平成 26 年 6 月 8 日、母親の交際相手が、母親から預かった 2 歳 6 か月の幼児に暴行を加え、死亡させる事件が仙台市内で発生した。

また、平成 26 年 12 月 9 日には、産後うつ病に罹患した母親が、自宅で生後 4 か月の乳児の鼻口部を塞ぎ、窒息させ死亡させる事件が発生した。

それぞれ背景は異なるものの、事件が発生した家庭は両事例とも、積極的な行政の介入が必要な状態とすぐに判断されるような世帯ではなく、児童相談所の関与もなかった。一方、区役所の母子保健担当課では育児教室等の関わりの中で「気になる親子」として把握していたものの、緊急性を判断できる要素がない中で予期せず発生した事件であり、関係者の間では大きな衝撃をもって受け止められた。

児童虐待による死亡事例等については、必要な再発防止策を検討するため、地方公共団体において事実の把握や発生原因の分析等の検証を行うこととされている。この度発生した痛ましい 2 つの事件で失われた尊い命を取り戻すことはできないが、これらの事例を通して今後の児童虐待防止の取り組みが強化され、1 人でも多くの命を救うことにつながることを願うものである。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

目次

はじめに

I 検証の目的	2
II 事例 1 の検証	2
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 検証の方法	
4 事件に至る経過	
5 事例 1 の検証を通じての問題提起	
III 事例 2 の検証	8
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 検証の方法	
4 事件に至る経過	
5 事例 2 の検証を通じての問題提起	
IV 問題解決に向けての提言	13
V 委員名簿	15
VI 検証会議の開催状況	15

I 検証の目的

虐待による児童の死亡事例について、事実の把握と発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

II 事例1の検証

1. 事例の概要

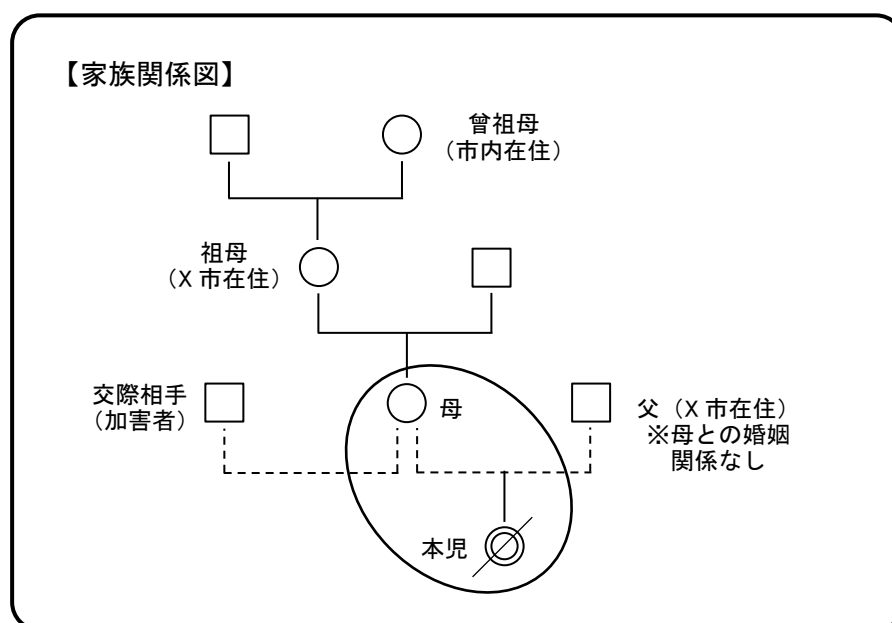
平成26年6月8日、母親の交際相手が、母親から自宅に預かった幼児（当時2歳6か月）が思いどおりにならないことに立腹し、顔面を強打するなど頭部に強い衝撃を加える暴行を加え、急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、同月12日、低酸素脳症により死亡させたもの。

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

母親（20歳代）

本児（2歳6か月女児）

※曾祖母が近所のマンションに住んでおり、母親と本児はよく曾祖母宅を訪れていた。



3. 検証の方法

事例1の検証は、裁判記録の確認のほか、下記の関係機関等に事例に関する情報の提供を求めるとともに、関係者からのヒアリング等を行い、事実関係の整理を行った。

その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① A 区役所母子保健担当課 | ② B 病院（児の心疾患の主治医） |
| ③ C 区役所児童福祉担当課 | ④ D 保育園（C区内） |
| ⑤ 仙台市立病院（事件後に搬送） | ⑥ 仙台市児童相談所 |
| ⑦ X市内Y病院（母が分娩した病院） | ⑧ X市Z区役所母子保健担当課 |

4. 事件に至る経過

- 平成 23 年 12 月 1 日 本児出生
 - ・ 妊婦健診なく、救急車の中で破水し墜落出産。952 g、28 週。
 - ・ 心室中隔欠損症服薬治療。NICU 入院。
 - ・ 父母ともに定時制高校生。母方祖母も妊娠には気付かず。
- 平成 23 年 12 月 2 日 関東地方 X 市内の Y 病院より X 市 Z 区役所に連絡。母子の情報を提供するとともに、母方祖母が母子健康手帳を受け取りに行く旨を伝える。
- 平成 23 年 12 月 2 日 母方祖母が母子健康手帳の交付を受けに X 市 Z 区役所に来庁。
- 平成 23 年 12 月 6 日 母が退院。
- 平成 24 年 3 月 1 日 児が NICU から小児病棟へ移る。
- 平成 24 年 3 月 9 日 X 市内の Y 病院で退院カンファレンス
 - ・ 退院後、母子は母方祖母（母の実母）と同居。母は就職を断念。父との入籍は未定。
- 平成 24 年 3 月 18 日 X 市 Z 区役所母子保健担当課で訪問開始。以後、母子が X 市を転出するまで同課で継続的に育児支援。心室中隔欠損症フォロー中であること以外は、母子に特筆すべき状況変化なし。
- 平成 25 年 4 月 本児（当時 1 歳 4 か月）と母が X 市より仙台市内に転入。
- 平成 25 年 4 月 4 日 母親が A 区役所に来庁、母子保健担当課において面談。
 - ・ 母の健康状態は良、児は心室中隔欠損症。
 - ・ 母は無職だが実家から仕送りあり。母方祖母は仕事をしている。
 - ・ 感染予防のためまだ保育所には入れられないが、将来的には保育所に入れて働きたい。
 - ・ 特に今は心配なし。前居住地で保健師の関わりあり、ケース移管の話あり。
- 平成 25 年 4 月 22 日 A 区役所母子保健担当課より X 市 Z 区役所母子保健担当課に電話し前居住地での関わりを確認。曾祖母の介護のための転居との情報。X 市 Z 区役所母子保健担当課より、後日ケース移管文を送付するとの話あり、4 月 26 日に收受。
- 平成 25 年 5 月 13 日 心室中隔欠損症診療のため B 病院を初診。軽症のため服薬治療等なく、2 か月後の受診となる。以後定期的に受診するも、診察時に異常は特に認められず。
- 平成 25 年 7 月 4 日 1 歳 6 か月児健診のため A 区役所母子保健担当課に母子来所。心理判定員と保健師が面接。
 - ・ 心理判定員より児への対応について助言。経過観察とし、2 歳時に電話することを約束。
 - ・ 保健師面接時、母に育児ストレスが見られたため、後日電話することとした。
- 平成 25 年 8 月 29 日 A 区役所母子保健担当課の保健師が母に電話し、訪問を約束。
- 平成 25 年 9 月 9 日 A 区役所母子保健担当課にて家庭訪問。母と児に面会。
 - ・ 室内はきちんと整理されている。あまり物はない。児がガラスコップをさわり、危ないと母が児を何回も叱る場面あり。母は児にイライラし、手を叩いて叱っている。
 - ・ 近くの曾祖母宅によく行き、一緒に食事をしたりしている。母は仕事をしておらず、貯金

を崩して生活。パートナーからの送金なし。母方祖母からの経済援助もないが、今は大丈夫と話す。

・ 児への対応について、なるべく叩かずにできないかと母に話した。

■ 平成 25 年 9 月 26 日 A 区役所母子保健担当課にてケース検討

・ 児への関わり方を学んでもらうためと、児への刺激の場として、2 歳時の電話を早め、幼児健診事後教室を勧めることに。

■ 平成 25 年 11 月 14 日 A 区役所母子保健担当課より、小さく生まれた子の親の会の案内を送付。

■ 平成 25 年 11 月 21 日 A 区役所母子保健担当課より母へ電話。

・ 児への対応や関わりを学ぶ場として幼児健診事後教室を紹介すると参加を希望。
・ 小さく生まれた子の親の会については、封筒は届いたがまだ中を見ていなかった。

■ 平成 25 年 11 月 29 日 A 区役所母子保健担当課より母へ電話。12 月 3 日の面接予定を入れる。

・ 母より、「児は元気だが、室内で転んで顔をぶつけた」との話あり。

■ 平成 25 年 12 月 1 日 本児満 2 歳

■ 平成 25 年 12 月初旬 母親が勤務先で、事件の加害者となる男と知り合う。

■ 平成 25 年 12 月 3 日 母、A 区役所母子保健担当課に来所せず。

■ 平成 25 年 12 月 9 日 参加を希望していた幼児健診事後教室に母子参加せず。母からの連絡もなし。その後も A 区役所母子保健担当課において、母との連絡がとれない状態が続く。

■ 平成 25 年 12 月中旬 母親と事件の加害者となる男が交際を開始。その後、週 1 回か 2 回程度の頻度で、居酒屋、ホテル、車の中などで児と交際相手の男を会わせるようになる。

■ 平成 25 年 12 月 26 日 A 区役所児童福祉担当課で保育所入所申込書を受理。

■ 平成 26 年 1 月 交際相手の男の態度に変化が見られるようになる。児の母に対し、「しつけが甘い」「しっかりしつけはしないと駄目だ」「厳しくしつけができないなら、代わりにしつけを手伝う」などと言うようになる。初めは口で注意していたが、そのうちに少し怖い声で怒るようになり、徐々に児に対して手を上げるようになる。

■ 平成 26 年 1 月後半 交際相手の男が手を拳にした状態で児の頭を叩くようになる。

■ 平成 26 年 2 月半ば頃 母が交際相手の男の暴力を止めようとしたが、「おまえのやり方が甘いから、しつけを手伝ってやっているんだ」などと言われる。児が交際相手の男を少しづつ嫌うようになる。

■ 平成 26 年 2 月 27 日 B 病院を受診。ここまでは予約どおり受診していたが、この日、1 か月後の受診を予約するが来院せず、その後、5 月 22 日まで受診なし。

■ 平成 26 年 3 月 20 日 C 区にある D 保育園への入所が決定。A 区役所児童福祉担当課から C 区役所児童福祉担当課へ保育所入所申込書等を転送。

- 平成 26 年 3 月下旬 児の眉間の左側に薄い緑色のあざがあることに母が気付く。母はあざの原因となった場面は見えていないが、交際相手の男は「遊んでいたらテーブルにぶつけた」と説明。
- 平成 26 年 3 月 26 日 母子が D 保育園にて入所のための面接を受ける。
 - ・ 児はずっと座ったままで、あやしても笑うこともなく、園職員が母と話をしている間、歯ぎしりをするなどの様子が見られる。
 - ・ 児の顔に傷が見られたが、母は「落ちて傷になった」と説明。
- 平成 26 年 4 月 1 日 児が D 保育園に入所。入園式の際、児の顔にあざは残っていたが、その後、消えていった。
- 平成 26 年 4 月 2 日～13 日 母子で X 市に旅行することを理由に保育園を休む。(実際に旅行したかどうかは確認とれず。)
- 平成 26 年 4 月頃 児の頭の上の辺りに小さなかさぶたができていたことを D 保育園の職員に指摘され、母が気付く。
- 平成 26 年 4 月 25 日～5 月 8 日 熱や咳などを理由に保育園を休む。
- 平成 26 年 4 月頃 母に対して、交際相手の男が「仲良くなるために児を預かりたい」などと言うようになる。
- 平成 26 年 5 月頃 ホテルで母が交際相手の男に「しつけの仕方が少しやり過ぎじゃないか」と話したところ口論になり、母が交際相手の男の背中の辺りを叩いたところ、男に膝蹴りされ、ベッドから転落し、鼻から出血する。
- 平成 26 年 5 月 20 日 児が初めて交際相手の男に預けられ、暴行を受ける。
- 平成 26 年 5 月 21 日
 - ・ 午前 1 時頃に、母が交際相手の男から児を返される。返された際に、児の左のこめかみの辺りが腫れていることに気付く。皮膚の色の変色などはそのときは認められず。
 - ・ 交際相手の男は母に対し、「トイレに行こうとしてドアを開けたときに、後ろから追いかけてきた児の頭がトイレのドアにぶつかってしまった」と説明。
 - ・ 朝には児の顔の腫れは広がり、あざの色も濃くなる。左目が開けにくそうな状態。
 - ・ 朝、児の曾祖母が児の顔の腫れに気付き驚く。母に「手を上げたことで付いたけがじゃないか」と指摘し、医者に診せるよう言う。
- 平成 26 年 5 月 21 日～28 日 保育園を休む。母は保育園に対し、「顔が腫れているので休む」と説明。
- 平成 26 年 5 月 22 日
 - ・ 児の顔の左側の腫れが広がり、あざの範囲も広がる。
 - ・ 心室中隔欠損症の定期検査のため B 病院へ児を連れて行き、循環器科の担当医の診察を受ける。母は「昨日の夜に顔をぶつけて、腫れてきた」などと説明。担当医からは眼科での検査も勧めたが受診せず。

- 平成 26 年 5 月 29 日 児が保育園への通園を再開。このとき、児の顔には、左耳の方にまだ少しあざが残っていた。顔の腫れはひいていた。
- 平成 26 年 5 月 29 日 A 区母子保健担当課において支援方針を検討。
 - ・ 6 月 17 日の 2 歳 6 か月児歯科健診来所時に地区担当が面接することと決定。
- 平成 26 年 6 月 4 日 午後 7 時以降、児が交際相手の男に預けられ、暴行を受ける。
- 平成 26 年 6 月 5 日
 - ・ 午前 1 時頃に、母が交際相手の男から児を返される。返された際、前回と同じく左のこめかみの辺りが腫れていることに気付く。皮膚の色の変色はなく、左目も開けられる状態。
 - ・ 交際相手の男は母に対し、「一緒に添い寝をしていて、目を覚ましたらなっていたから、身に覚えがない」などと説明。
 - ・ 昼間には児の顔の腫れは前の方に広がり、あざもできる。また、両頬のあたりにも一円玉大のあざが数カ所見つかるとのこと。
 - ・ 保育園は、熱が出たことを理由に休ませる。以後、通園なし。
- 平成 26 年 6 月 8 日
 - ・ 午後 4 時 27 分頃、母に交際相手の男から電話があり、児を預かりたいと言われ承諾する。その後、預けるために母が外に出る準備をしていたところ、児が「怖い」と言いながら曾祖母のところへ逃げるような行動をとる。
 - ・ 午後 5 時 27 分頃、母が曾祖母宅近くの公園で児を交際相手の男に預ける。
 - ・ 午後 7 時 41 分頃、母が交際相手の男と電話。児に関して「テレビを見た後にうとうとし始め、今は声を掛けても反応がない」などと言われる。
 - ・ 午後 11 時頃、母が交際相手の男から児を返される。児は、車の後部座席で仰向けになって寝ており、意識はなく体に力が入っていない状態。声を掛けたり揺すったりしても反応なく、車から出そうとして誤って車に頭をぶつけたときにも反応なし。顔のあざ等には気付かず。
- 平成 26 年 6 月 9 日
 - ・ 午前 2 時頃、児のうなり声で母が目覚める。児の体温 39.7℃。午前 3 時 4 分頃、母から交際相手の男にメールするも返事なし。
 - ・ 母が知人に連絡し、知人の車で児を急患センターまで搬送。その後、救急車で救急搬送され、午前 4 時 49 分に仙台市立病院で受入。
 - ・ 搬送時、児は全く意識がない状態であり、顔面に複数の打撲痕あり。急性硬膜下血腫と診断され、午前 6 時 50 分頃に緊急手術。午前 7 時 24 分頃に手術終了するも意識回復せず。
 - ・ 午前 9 時 54 分、仙台市立病院より児童相談所に通告。
- 平成 26 年 6 月 9 日 母より保育園に「熱を出して意識不明になっているため、1 か月ほど園を休む」との連絡。保育園より、C 区役所児童福祉担当課に電話でその旨を連絡。
- 平成 26 年 6 月 10 日 児童相談所職員が仙台市立病院にて主治医等と面談、児を目視確認。
- 平成 26 年 6 月 12 日 午前 3 時 33 分頃、急性硬膜下血腫等による低酸素脳症により本児死亡。

5. 事例1の検証を通じての問題提起

(1) 多くのリスクファクターを有する事例への対応

本事例は、児童虐待に係る多くのリスクファクター（未成年での出産、妊婦健診未受診、墜落出産、低出生体重児、未婚の母子世帯、市外からの転入者、経済的に不安定な家庭等）を有していた事例であった。

本事例のように、子どもが順調に成長していても、多くのリスクファクターを有する家庭には注意が必要であることを十分に認識していれば、支援者がもっと目を向けられた可能性があったのではないかと考えられる。

(2) 転入者に係る支援の引き継ぎ

本事例の母子については、前居住地ではもともと要保護児童台帳に登載されており、その後の支援の過程で「要支援」に引き下げられていたが、その一連の情報を本市で把握できていなかった。

転入に際しての支援の引き継ぎにおいて、転出元の支援者が抱いていた危機感が、転入先の支援者に十分伝わっていなかったのではないかと考えられる。

(3) 保育所等と行政との連絡体制

本事例の児の通園する保育園では、入所前の面接のときから、少し気になる家庭であるとの印象を持っていた。また、当該児が保育園を休む期間としては、1か月間を超える長期のものではなく、休む際の連絡もあったが、在籍した約2か月半の間で児が通園した日数は半分にも満たなかった。

本事例の場合、保育園が当該家庭と関わった期間は長いとは言えないものの、「気になる家庭」への対応、とりわけ保育園と行政との連絡体制が十分ではなかった可能性があるのではないかと考えられる。

(4) 医療機関における児童虐待への理解と対応

子どもを診療する医療機関において、顔にあざがあるなど、虐待を疑わせる所見を把握した際、その所見について関係機関との共有は図られていなかった。

あざを含め、児に見られる医学的所見が虐待によるものなのか、また緊急に関係機関との連携を図る必要があるのか判断するための指針や、専門的な相談を受けられる機関についての情報があれば、状況に応じた対応ができた可能性があるのではないかと考えられる。

(5) 配偶者等からの暴力についての啓発

母親が、交際相手が見に対して行った暴力行為をしつくと説明され、それを受け入れていることや、自分自身が暴力を受けても誰にも相談していないことなどから、母親の中で暴力に対する否定的意識が低かったことが推察される。

母親自身が、暴力行為は許容してはならないことを認識するとともに、児に対する交際相手の暴力行為を疑った際に、どこかに相談することが大切であること、また、どこが相談先であるかを知っていれば、児と一緒に逃げることもできた可能性があるのではないかと考えられる。

Ⅲ 事例 2 の検証

1. 事例の概要

平成 26 年 12 月 9 日、母親が自宅 1 階のリビングで、生後 4 か月の長女に対し、殺意をもって、鼻口部にブランケットをかぶせてその上から両手で押さえつけるなどし、同日、鼻口部閉塞による窒息により死亡させたもの。

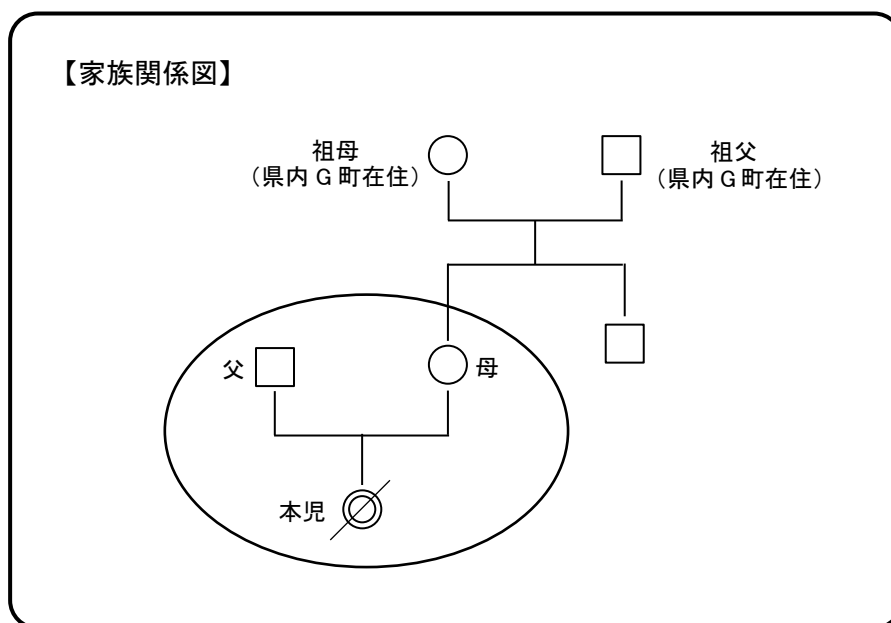
なお、母親は事件当時、被害女兒の産後に罹患した重度の産後うつ病の影響により心神耗弱の状態にあった。

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

母親（30 歳代）

父親（20 歳代）

本児（生後 4 か月女兒）



3. 検証の方法

事例 2 の検証は、刑事裁判の傍聴のほか、下記の関係機関等に事例に関する情報の提供を求めるとともに、関係者からのヒアリング等を行い、事実関係の整理を行った。

その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

① E 区役所母子保健担当課

② F 病院（母が分娩した病院）

③ H 小児科（診療所）

4. 事件に至る経過

- 平成 25 年 12 月 10 日 児の母となる女性（以下、「母親」と表記）に妊娠が判明。
- 平成 25 年 12 月 27 日 母親が E 区役所母子保健担当課に来所、母子健康手帳交付。
- 平成 26 年 3 月 18 日 母親が E 区役所母子保健担当課にて妊婦歯科健診を受診。
- 平成 26 年 3 月 31 日 母親が勤務先を退職。
- 平成 26 年 7 月 13 日 自宅にて破水し、F 病院にて緊急帝王切開により本児出生。36 週 4 日、2,215 g。入院中、児は NICU には入らず、母子同室にて過ごす。
- 平成 26 年 7 月 22 日 母子退院。母子の状況に異常なし。
- 平成 26 年 7 月 25 日 E 区役所母子保健担当課に出生連絡票が届く。
- 平成 26 年 8 月 7 日 E 区役所母子保健担当課より母に電話。8 月末まで宮城県 G 町の実家に里帰り中のため、新生児訪問は自宅に戻った後を希望。
- 平成 26 年 8 月 29 日頃 母子が実家から自宅に戻り、父母と本児での 3 人の生活を開始。
- 平成 26 年 9 月 5 日 E 区役所母子保健担当課より母に電話。新生児訪問の日程を約束。
- 平成 26 年 9 月 11 日 ロタウイルスワクチン予防接種のため、母子が H 小児科に初来院。
- 平成 26 年 9 月 12 日 E 区役所母子保健担当課による 1 回目の新生児訪問。
 - ・ エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）※¹ 8 点。
 - ・ 赤ちゃんへの気持ち質問票 ※² 1 点。
 - ・ 育児不安(+)、涙(+)、感情失禁あり。
 - ・ 母より、「自宅に戻ってから家事と育児の両立が困難。夫が協力的であり、食事を作ってくれたり『休んだら？』と声を掛けてくれる。仕事で疲れているのに申し訳ない気持ちもある。実母も心配して、毎日メールのやりとりあり。皆協力してくれるのに、なかなか自信が持てず、人がいるところに行くとき早く帰りたい気持ちが先行する」などの話あり。
 - ・ 母の不安強く、自信持てないとの話もあるため、9 月 25 日再訪問とする。
- 平成 26 年 9 月 19 日 H 小児科にて 2 か月児乳児健診受診。
 - ・ 発達：正常、身体所見：正常、先天性股関節脱臼スクリーニング：整形外科紹介不要
 - ・ 問診で母親から「よく泣く」「夜も昼も関係なく泣く」「おっぱいを欲しがると飲まない」「飲ませても怒って泣く」などの話あり。また、「おっぱいが足りていない気がする」など、母乳の量を気にする様子があったが、標準成長の範囲内であり、ミルクを足す必要がない旨説明すると、納得した様子。
 - ・ 以後、予防接種のため H 小児科に定期的に来院。特に変わった様子はなし。

※1) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）… 母親のうつ症状や不安を評価するための質問票。10 項目からなり、各項目 0～3 点で合計点数は 30 点。9 点以上が産後うつ病の疑い。

※2) 赤ちゃんへの気持ち質問票 … 育児の負担や赤ちゃんへの様々な気持ちを評価するための質問票。10 項目からなり、各質問 0～3 点で合計点数は 30 点。点数が高いほど、赤ちゃんへの否定的な感情が強いことを示す。

- 平成 26 年 9 月 25 日 E 区役所母子保健担当課による 2 回目の新生児訪問。
 - ・ 母、前回と比べ表情も明るく、質問せずとも 2 か月児乳児健診へ行ったことや近所の散歩を日課にしていきたいことなどを話す。
 - ・ 産後交流会^{※3}、3~4 か月児育児教室に早く行きたいとの発言もあり。育児教室にて母の精神面を確認することとした。
- 平成 26 年 10 月 11 日~12 日 母が友人の結婚式のため、実家に本児を預ける。これより後、母が本児を実家に預けたことはなし。
- 平成 26 年 10 月 23 日 母子が E 区役所母子保健担当課に来所し、産後交流会に参加。特に気になる点なし。
- 平成 26 年 10 月~11 月頃 母親が育児や家計のこと等について悩むようになる。この頃、父親は業務が繁忙の時期だった。
- 平成 26 年 11 月頃 母親が父親に「家事ができていない」などと悲観的な話をするようになる。母親の悩みは徐々に深まり、自殺についても考えるようになる。
- 平成 26 年 11 月 3 日 母親の両親と弟が母子宅を訪問。家が汚れており、母親がせわしなく動いているのを見て、母の実母が違和感を覚える。
- 平成 26 年 11 月 16 日 母親の両親が母子宅を訪問。特に気になる点なし。
- 平成 26 年 11 月 27 日 母子が E 区役所母子保健担当課に来所し、産後交流会に参加。他の母親と笑顔で会話する姿が見られる。事業終了後に保健師が声掛けし、個別に面接。
 - ・ 母より「首すわり大丈夫か?」「おんぶは大丈夫か?」との話あり。確認後、首すわりについては完全にはすわっていないが問題ないこと、4~5 か月児乳児健診でも見てもらえること、おんぶは完全に首がすわってからの方が安全であることを伝えると、安心した様子。
- 平成 26 年 11 月 28 日 母子が E 区役所母子保健担当課に来所し、3~4 か月児育児教室に参加。
 - ・ グループワーク中、児が泣き止まないため、廊下であやして過ごす。
 - ・ 母の不安が強いため、地域子育て支援センターや産後交流会への参加を勧める。
 - ・ 育児教室終了後、スタッフによるカンファレンスにて地区支援開始の方針を決定。12 月中旬に母へ電話し、地区担当保健師を紹介することとした。
- 平成 26 年 11 月 29 日 母親の両親が母子宅を訪問。
 - ・ 母親が両親から「痩せた」と言われる。
 - ・ 母親の表情は暗く、疲れているようすで、無理をして元気を出している印象。
- 平成 26 年 12 月 3 日 母親が実母に「どうしてよいかわからなくなってパニックになった」という趣旨のメールを送信。
 - ・ メールは、「結婚のことや家の購入のことなど、自分が今までやってきたことが間違っ

※3) 産後交流会 … 生後 1~8 か月の子を持つ保護者を対象とした E 区役所母子保健担当課独自の事業。新生児訪問時に周知。スタッフは保健師と地域子育て支援センターの保育士。

いたのではないか」「自分のしてきたことが正しかったのかわからなくなった」という内容。

- ・ 母の実母は「子育ても家のこともやっているし、ちゃんとお母さんしているよ」との内容のメールを返信。

■ 平成 26 年 12 月 4 日 母子がヒブワクチン予防接種のため H 小児科に来院。

- ・ 一般的には予防接種をしてもすぐ泣き止むが、本児はずっと泣いており、母親もずっと泣き続けることを気にする様子あり。小児科医より「泣くのが赤ちゃんの仕事のようなものだから心配いらない」と話す。
- ・ その後、母親から「体重が減っている気がする」との話あり、体重測定するも問題なし。問題ない旨、小児科医から説明するも不安な様子だったので、「心配であればミルクを足しても良いが、ミルクを飲まなくても成長の心配はしなくて良い」と助言。
- ・ 一方、母親は、「体重が足りない」「母乳が不足している」と言われたと受け止めており、ショックを受けていた。

■ 平成 26 年 12 月 6 日～7 日 親子 3 人で母親の実家へ泊まりに行く。

- ・ 母方祖母から見ると、母親は顔色も悪く、かなり疲れており、食事はとっていたが、無理して食べているような感じが見られた。
- ・ 本児はにこにこしていて元気であり、痩せていることもなく、心配な様子はなかった。
- ・ 12 月 7 日の朝、母親がそわそわしていたため父親がどうしたのか尋ねたところ、「6 時から 9 時まで児のおしっこが出ていない」「ぐったりしているように見える」「病院に行く」などと言って休日診療の担当医に電話をする。本児に異常はなし。

■ 平成 26 年 12 月 9 日 事件発生。本児死亡。

5. 事例2の検証を通じての問題提起

(1) ハイリスク要因の抽出と周知

本事例では、子どもが順調に体重増加していたにも関わらず、母親は子どもの体重について度々周囲に相談していた。一般的に小さく子どもを産んだ母親の多くは、子どもの体重をずっと気にし続ける傾向が見られる。

たとえ子どもの成長が順調であっても母親の不安が続くことがあるということを、支援者は常に認識しておく必要があるのではないか。

(2) 乳児の泣きとその対応についての理解啓発

乳児が泣くのは自然なこととは言え、親にとって大きなストレスになることもある。特に生後2か月を過ぎると泣く時間や泣き声はともに増大し、体調が十分ではない母親に与える心理的負担は大きい。また、泣き止まないことが不安増大の要因になることもある。

乳児の泣きの特徴や、泣きに対する具体的な対応について、母親や父親に広く知ってもらうことが必要ではないか。

(3) 母親の体調やメンタルヘルス等に対する理解啓発

本事例は、初産婦で育児も初めての経験であり、日中は子どもと2人きりの状態の中で児が泣き止まない状況が続くなど、徐々に母親のストレスや不安が強まっていったものと考えられる。また、もともと真面目な性格だったこともあり、家事や育児を自分できちんとやりたいという思いが強く、産後の体調の回復が十分図られていなかったことが推察される。

支援者や家族・親戚など周囲の人が、母親の産後の体調回復のための環境を整えるとともに、母親が悩んでいることに気付くことができるよう、産後の心身の状態変化や過ごし方、産後うつを含めた母親のメンタルヘルス等について、一層の啓発が必要ではないか。

(4) 情報の集約

現状では、医療機関で実施する乳児健診の間診票に母親の体調面について確認する質問項目がなく、また乳児健診の詳細な情報が行政にフィードバックされる仕組みがない。そのような背景もあり、本事例では、小児科で把握された当該母子の「気になる情報」が行政と共有されていなかった。

地域の小児科においては、子どもの状態だけでなく母親の体調等にも十分注意を向けるとともに、健康診査や予防接種等を受診した際の親子の情報が、継続的な支援を行う機関に集約される必要があるのではないか。

(5) 全ての妊産婦に対する支援のあり方

本事例の母親は非常に真面目な人であり、妊婦健診、乳児健診や予防接種等もきちんと受けていた。このような一見問題のないように見える人であっても、女性はマタニティサイクルの中で小さなきっかけから傷つくことがある。

現状において行政の支援対象の中心から外れているこれらの人々も含め、誰もが受けるべきサポートがあるのではないか。

IV 問題解決に向けての提言

今回の事例検証を通して、以下の7点を提言する。なお、括弧内はそれぞれの事例で挙げた課題と対応している。

1. ハイリスク要因の理解促進と周知啓発（事例1-(1)、事例2-(1)）

児童保健福祉に携わる支援者は、児童虐待のハイリスク要因を十分認識し、要支援者の把握の際にそれを見落とさないようにするとともに、継続的な関わりの中でも意識しておくことが重要である。また、一見して問題がないように見える状態であっても、小さなきっかけで不安が増し養育困難になるなど、注意が必要な場合があることを知っておく必要がある。

また、市は、母親の不安が生じやすい状況も含め、改めてリスク要因を捉え直し、支援者に対して周知を図ることが必要である。

2. 転入者対応における留意点の整理と理解（事例1-(2)）

児童保健福祉に携わる支援者は、転入者について転出元の市町村から支援継続依頼があった場合には、現在抱えているケースとの相対で支援の必要性を判断するのではなく、転入時の様子や転出元市町村での支援経過を十分に把握した上で支援計画を立てる必要がある。

特に、転出元市町村からの文書には転出時点の状況が中心に記載されている可能性があることを踏まえ、要保護児童台帳登載歴の有無等の重要な情報については、必ず電話等で転出元市町村に確認する必要がある。

3. 乳幼児と日常的に接する機関への啓発と連絡体制の強化（事例1-(3)、事例1-(4)）

保育所や幼稚園など乳幼児と日常的に接する施設では、乳幼児が長期に休んでいる場合のみならず、断続的な休みが続く場合にも児童虐待のリスクがあることを知っておく必要があり、再び通園した際には当該児の状況を注意深く確認する必要がある。

また、市は、虐待を疑わせる所見や、それを発見した場合の対応について、保育所や医療機関等への周知をこれまで以上に進めるとともに、疑いのある場合には行政に速やかに連絡できるよう、円滑な連絡体制を整える必要がある。

4. 子どもの成長・発達やDV等についての周知（事例1-(5)、事例2-(2)）

子どもの成長・発達の過程で、親はその対応やしつけの仕方などに悩み、場合によっては叩くなどの不適切な対応をしてしまうこともある。そのため市は、乳児の泣きも含め、子どもの成長についての一般的な傾向や具体的な対応方法について情報発信する必要がある。

また、市は、子どもの成長とともに両親が感じる戸惑いや悩みを相談できる環境を整えるとともに、母親に対し、夫やパートナーからの暴力についての知識や、暴力を受けた場合の相談先、対応方法等についての情報を効果的に知らせる方策を検討する必要がある。

5. 母親のメンタルヘルス等についての理解啓発（事例2-(3)）

母子支援に携わる者は、出産直後を含め、子育て期は母親にとってストレスが大きい時期であることを理解し、十分な傾聴に努め、共感を持って声掛けすることが重要である。

また、市は、母親の産後の体調の回復やメンタルヘルスの問題について、父親を含め、母親の周囲の人に向けて広く啓発していく必要がある。

6. 妊産婦及び子どもの情報の集約（事例2-(4)）

市は、各機関で個々に持っている情報が支援に生かされるよう、妊娠期から子育て期までの情報を集約し、効果的に経年管理できる仕組みを構築する必要がある。

特に、乳児健康診査等を受診した際の間診票等の情報が、保健福祉センター等に集約され、その後の支援に生かされるようにすることが必要である。

7. 全ての妊産婦に必要な支援のあり方の検討（事例2-(5)）

市は、全ての妊産婦を対象として行われるべき支援とは何かを改めて整理するとともに、母子健康手帳の交付や新生児全戸訪問等、全数を対象として実施されるサービスを基礎として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をどのように効果的に実施していくか検討する必要がある。

また、併せて、行政が行う支援の中心の対象となる要支援世帯の効果的な把握方法や支援体制について検討していく必要がある。

V 委員名簿

仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

部会長	鈴木 重良	仙台市児童養護施設協議会会長（丘の家子どもホーム園長）
副部会長	村田 祐二	仙台市医師会（仙台市立病院副院長） ※事例2のみ
委員	伊藤 ひろみ	仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員
委員	川村 和久	仙台市医師会（かわむらこどもクリニック院長）
委員	坂口 真理子	仙台弁護士会
委員	塩野 悦子	宮城大学看護学部教授
委員	中嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会長
委員	庭野 賀津子	東北福祉大学教育学部教授

VI 検証会議の開催状況

第1回 平成27年5月12日（事例1・第1回／事例2・第1回）

- ・ 検証の目的等について
- ・ 検証対象事例の概要について（事例1及び事例2）
- ・ 検証の進め方等について

第2回 平成27年7月14日（事例1・第2回）

- ・ 事例1の事実経過の確認
- ・ 追加ヒアリング実施についての意見交換
- ・ 事例1における課題の抽出

第3回 平成27年9月8日（事例2・第2回）

- ・ 事例2の事実経過の確認
- ・ 追加ヒアリング実施についての意見交換
- ・ 事例2における課題の抽出

第4回 平成27年11月10日（事例1・第3回）

- ・ 事例1に係る追加ヒアリング等の結果について
- ・ 事例1に係る課題の整理及び改善策の検討

第5回 平成28年1月12日（事例2・第3回）

- ・ 刑事裁判傍聴結果の報告
- ・ 事例2に係る追加ヒアリング等の結果について
- ・ 事例2に係る課題の整理及び改善策の検討

第6回 平成28年3月8日（事例1・第4回／事例2・第4回）

- ・ 検証報告書（案）の検討

第7回 平成28年5月10日（事例1・第5回／事例2・第5回）

- ・ 検証報告書の決定